

防災隊員の役割

役 割	業 務 内 容
防災会長 / 防災役員 (自治会副会長)	会長はこの会を代表し、会務を総括する。行政との窓口役となる。防災全体計画を立案し、年間活動の実行に必要な措置を取る。 大規模発生時には、災害対策副本部長となり、役員及び部員に対して、応急活動に必要な指示をする。また東中の市防災支部との連絡・交渉を専用デジタル無線機で行う。 区内の防災備品・用品の調達においては各丁目、本部を取りまとめ市の補助金申請をして購入その保管・管理を行う。
防災副会長 / 防災役員	会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
防災隊長 / 防災役員	各丁目の防災活動を指揮統括する。防災隊を組織化し、防災計画を立案し、実行に必要な措置を取る。 各丁目の防災備品・用品の維持管理を行う。防災本部の要請や、各班の繁忙状況により人員配置を検討し、応援を指示する。
防災副隊長 / 防災役員	隊長を補佐し、隊長事故ある時はその職務を代行する。
班長 / 防災委員	防災計画の立案に参画し、防災訓練・活動を推進する。 防災訓練を計画し、実際の防災活動においては班の隊員を指揮し、効率的な班活動に努める。
副班長 / 防災委員	班長を補佐し、班長事故ある時は、その職務を代行する。
消火救出班	火災が発生していれば、火災の消火活動（初期消火のみ）を行う。火災が大きい場合は危険が伴うのでプロの消防組織に任せて消火活動より救出活動に努める。動けない被災者、閉じ込められた被災者を救助する。負傷者を担架などで防災拠点（救護所）に搬送する。
避難誘導班	災害時に要援護者の避難の支援をする。また土砂災害時には避難要請が有れば避難誘導を行う。丁目内の避難情報の伝達、被災状況を見回り、情報機器（トランシーバー、携帯など）を使い隊長、本部へ連絡を行う。特にライフライン（電気、ガス、上下水道、道路）の被災状況は「情報カード」を活用して報告を行う。
救護給食班	担架で運ばれた負傷者や病人の介護や手当を医師の指示に従って応急処置をする。また被災者への給食給水を行う。必要が有れば備蓄食料を使い炊き出しを行う。食料、飲料水の確保と分配を行う。
本部隊員（各丁目より 5名選抜し内2名は女性とする）	災害時には災害対策本部の指揮下に入り災害対策本部を立ち上げ、必要な防災資機材を準備して区内避難所の運営を行う。避難所は主に妊婦、幼児を抱えた婦人、病人、怪我人、子供など災害弱者に対して門戸を開く。また、広域避難所運営班の隊員は東中の広域避難所の運営にあたり他地区と協力して避難民の受け入れを行う。
対策副本部長 / 防災役員 (自治会会長)	平時は顧問だが地震などの大規模災害発生時には、災害対策副本部長となり全役員の指揮を執る。